

消費税の中間申告制度の改正

Q : 消費税の中間申告の制度が改正されたようですが、どのように変わったのですか。

A : 直前の課税期間の年税額（地方消費税込み）が6,000万円を超える事業者は、毎月、中間申告をしなければならないこととなりました。

【解説】

消費税は、消費者から預かった税金を事業者が納めるものであるため、すみやかに納めることが望ましいという理由から、中間申告の制度が設けられています。

これまで直前の課税期間の年税額に応じて半年あるいは3ヶ月ごとに申告をする中間申告の制度がありましたが、このたびこれに加え、毎月中間申告をする制度が設けられました。これらをまとめますと、次のようになります。

- ①直前期の年税額 \leq 60万円の場合
…中間申告義務なし
- ②60万円 $<$ 直前期の年税額 \leq 500万円の場合
…半年の中間申告が必要
- ③500万円 $<$ 直前期の年税額 \leq 6,000万円の場合
…3ヶ月ごとの中間申告が必要
- ④6,000万円 $<$ 直前期の年税額の場合
…毎月の中間申告が必要（新設）

（注）直前期の年税額とは地方消費税込みの税額です。

なお、この改正は平成16年4月1日以後に開始する課税期間から適用されることとなっています。

